

【令和3年度 政策・調整会議】

件名：新たな犯罪被害者等支援施策（案）について

日時：令和3年8月24日（火）10：45～10：50

場所：第3庁舎7階 災害対策本部事務局室

●付議理由

犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、本市の姿勢を明確にするため、犯罪被害者等に特化した条例を制定するとともに、県でカバーできない犯罪被害者等の支援を行うなど基礎自治体として寄り添った支援の拡充を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため。

●付議概要

新たな犯罪被害者等支援施策の策定に向けて、施策内容等について案として取りまとめ、広く市民意見を募集する。

○市と県との役割分担

- ・県は①初期対応中心（被害発生後0～3か月）②重大犯罪の犯罪被害者等中心③広域的な広報啓発
- ・市は①初期だけではなく中長期的な支援、②重大犯罪の犯罪被害者等に加えて支援を必要とする犯罪被害者等を支援、③身近な地域における広報啓発により、住み慣れた地域で暮らし続けるためのセーフティネットとして、生活支援を中心としたきめ細やかな支援を実施

○施策内容

- ①犯罪被害者等に特化した支援の実施：日常生活支援、経済的支援、住居支援、相談支援
- ②犯罪被害者等を支援するための体制整備：専門職の配置、職員研修、支援員支援
- ③被害者等の状況や相談窓口の広報啓発：市民・事業者・庁内への広報、啓発

○支援対象

- ・県の支援が受けられる犯罪被害者等：相談及び情報の提供及び日常生活等支援を実施
- ・県の支援が受けられない犯罪被害者等：カウンセリングや法律相談等の相談及び情報の提供を実施

○スケジュール

- ・令和3年12月 条例制定
- ・令和4年4月 条例施行・支援開始

●結論

案のとおり了承。